

同第 10 号

下呂市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

下呂市農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月2日提出

下呂市長 服部 秀洋

提案理由

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用するため、議会の同意を求めるもの。